

船橋市私立保育所等整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により船橋市内に設置する保育所（以下「保育所」という。）及び法第34条の15第2項の規定により船橋市内に設置する小規模保育事業を行う事業所（船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第12号）に規定する小規模保育事業A型をいう。以下「小規模保育事業所」という。）の施設整備に要する費用に対して、船橋市私立保育所等整備補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、この要綱に特段の定めのない限り、「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」（令和5年8月22日 成事第466号こども家庭庁長官通知。以下「国要綱」という。）において使用する用語の例によるものとする。

(交付の対象)

第3条 補助対象者は、国要綱6表中①欄（1）の③欄及び（3）の③欄に掲げる者とする。

(交付の要件)

第4条 次に掲げる要件を備えた者は、補助金の交付を受けることができる。

- (1) 市内において、市長が必要があると認める保育所又は小規模保育事業所を経営し、又は経営しようとしていること。
- (2) 国要綱による交付金が交付されるものであること。
- (3) 施設及び設備が船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第8号）又は船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第12号）並びに市長が別に定める基準に適合するものであること。

(対象経費)

第5条 施設整備（創設、増築、増改築、改築（老朽民間児童福祉施設整備に限る。）及び大規模修繕等をいう。以下同じ。）に必要な次に掲げる費用を補助の対象とする。ただし、小規模保育事業所の施設整備は創設に限り補助の対象とし、大規模修繕等については第1号及び第5号に掲げる費用に限り補助の対象とする。

- (1) 本体工事費（施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用）

ただし、別の補助金等（保育所整備促進事業補助金を除く。）又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下本条において同じ。）

- (2) 開設準備費

- (3) 土地賃借料（新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金）
- (4) 解体撤去工事費（解体撤去に必要な工事費又は工事請負費）
- (5) 仮施設整備工事費（仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費）
（対象外経費）

第6条 前条の規定にかかわらず、施設整備に要する費用のうち次に掲げる費用については交付の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舍に要する費用
- (4) その他市長が施設整備として不相当と認める費用
（補助金の額）

第7条 保育所の施設整備に係る補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる事業の区分ごとに当該各号に定める方法により算出した額とする。

- (1) 国要綱8の(1)①に該当する事業に係る補助金の額 次のア及びイにより算出された額の合計額（各区分における算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。次号において同じ。）

ア 国負担額分 国要綱8(1)①ウに基づき算出した交付額と国が交付を決定した額のいずれか低いほうの額

イ 市負担額分 アに基づき算出した交付額に1/8を乗じて得た額

- (2) 前号以外の事業に係る補助金の額 次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 国負担額分 国要綱8(1)②ウに基づき算出した交付額と国が交付を決定した額のいずれか低いほうの額

イ 市負担額分 アに基づき算出した交付額に1/2を乗じて得た額

2 小規模保育事業所の施設整備に係る補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる事業の区分ごとに当該各号に定める方法により算出した額とする。

- (1) 国要綱8の(4)①に該当する事業に係る補助金の額 次のア及びイにより算出された額の合計額（各区分における算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。次号において同じ。）

ア 国負担額分 国要綱8(4)①ウに基づき算出した交付額と国が交付を決定した額のいずれか低いほうの額

イ 市負担額分 アに基づき算出した交付額に1/8を乗じて得た額

- (2) 前号以外の事業に係る補助金の額 次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 国負担額分 国要綱8(4)②ウに基づき算出した交付額と国が交付を決定した額のいずれか低いほうの額

イ 市負担額分 アに基づき算出した交付額に1/2を乗じて得た額

（補助金交付の条件）

第8条 補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない
 - (2) 補助事業を中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない
 - (3) 補助事業が計画期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具及びその他財産（以下「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年 9 月 26 日政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない
 - (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
 - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない
ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
 - (7) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
 - (8) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - (9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。
- 2 前項に規定した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（交付の申請）

第 9 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市私立保育所等整備補助金交付申請書（第 1 号様式）により、市長に申請しなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定により申請するにあたって、補助対象経費の額は原則、税抜額で申請しなければならない。ただし、次の各号いずれかに該当するときは、税込額での申請も可とする。
 - (1) 免税事業者、簡易課税事業者などの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該

金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）の返還が発生しない事業者。

(2) 申告方式が個別対応方式等により全額控除とならない事業者。

3 申請者は、前項第 2 号により申請するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付可否の決定等)

第 10 条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市私立保育所等整備補助金交付可否決定通知書（第 2 号様式）により、当該申請をした者に通知する。

2 市長は、前条第 2 項第 2 号の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(暴力団等の排除)

第 11 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、市長は、申請者が船橋市暴力団排除条例（平成 24 年船橋市条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）である場合は、補助金等の交付決定をしないことができる。

(変更等の承認申請)

第 12 条 第 10 条の規定による交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金に係る事業(以下「補助事業」という。)の計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をしようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、船橋市私立保育所等整備補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第 3 号様式）により行うものとする。

(変更等の承認)

第 13 条 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その旨を船橋市私立保育所等整備補助金変更（中止・廃止）可否決定通知書（第 4 号様式）により、当該申請をした者に通知する。

(状況報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の遂行について市長から要求があったときは速やかに船橋市私立保育所等整備補助金事業工事着工報告書（第 5 号様式）及び船橋市私立保育所等整備補助金事業工事進捗報告書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長が必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

(遅延報告)

第 15 条 第 8 条第 3 号に規定する補助事業が計画期間内に完了しない場合における報告は、船橋市私立保育所等整備補助金事業遅延報告書（第 7 号様式）により行なうものとする。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して 20 日以内の日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか先に到来する日までに船橋市私立保育所等整備補助金実績報告書（第 8 号様式）により、市長に報告しなければならない。

ならない。

- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、市長の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。
- 3 第9条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の規定による実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第17条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市私立保育所等整備補助金確定通知書(第9号様式)により、補助事業者に通知する。

(交付の時期等)

第18条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。

(交付決定の取消し等)

第19条 市長は、第8条に掲げる条件に違反した場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には第10条に規定する交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱又は要綱に基づく市の処分若しくは指示に違反したとき。
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (6) 正当な理由がなく施設を閉鎖し、又はその用途を変更したとき。
- (7) 暴力団等であることが判明したとき。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第20条 当該補助金を税込額で申請した補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税仕入控除税額報告書(第10号様式)により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに速やかに市長に報告しなければならない。ただし、消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合は、この限りではない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(補助金の返還)

第21条 市長は、第19条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市私立保育所等整備補助金返還命令書(第11号様式)によりその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前条の規定により補助事業者から消費税仕入控除税額報告書（第10号様式）において仕入控除税額がある旨の報告を受け、補助金返還の必要がある場合には、期限を定め、船橋市私立保育所等整備補助金返還命令書（第11号様式）により補助金の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第22条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（取得財産等管理明細書の提出等）

第23条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、取得財産等管理台帳を備え取得財産について管理するとともに、市長が別に通知する日までに船橋市私立保育所等整備補助金取得財産等管理明細書（第12号様式）により、市長に報告しなければならない。

（補則）

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行し、令和3年1月27日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月29日から施行する。

第1号様式

船橋市私立保育所等整備補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

法人所在地
施設所在地
法人名
代表者職氏名

印

私立保育所等整備補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業名 _____
- 2 施設類型 _____
- 3 交付申請額 金 _____ 円
- 4 添付書類 別添のとおり
- 5 消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

① 補助金交付額の算定

A. 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

B. 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※ 確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要になります (返還額が0円の場合も含む)。

② ①でBを選択した場合

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

申告方式が個別対応方式等により全額控除とならない

その他 (_____)

第1号様式添付資料 別添

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 対象施設事業計画書（別紙2）
- (3) 申請額算出内訳書
- (4) 歳入歳出予算書
- (5) 国又は各種補助団体から補助金が交付されることを証する書類
- (6) 補助対象経費に係る契約書又は請書（見積書）の写し
- (7) 補助対象経費に係る見積内訳明細の写し
- (8) 位置図、配置図、平面図及び立面図
- (9) 各室ごとの室名及び面積を明らかにした表
- (10) 対象施設の現況写真
- (11) その他市長が必要があると認める書類

第2号様式

船橋市私立保育所等整備補助金交付可否決定通知書

船橋市 指令第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けで申請のあった私立保育所等整備補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助対象事業名 _____

2 施設類型 _____

3 交付する。

(1) 交付決定額 金 _____ 円

(2) 交付の条件

船橋市私立保育所等整備補助金交付要綱第8条及び20条による。

4 交付しない。

理由

第3号様式

船橋市私立保育所等整備補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

法人所在地
施設所在地
法人名
代表者職氏名

年 月 日付け船橋市 指令第 号で交付決定のあった私立保育所等整備事業を、

計画変更
中 止 したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。
廃 止

記

- 1 補助対象事業名 _____
- 2 施設類型 _____
- 3 計画変更、中止又は廃止年月日 年 月 日
- 4 計画変更、中止又は廃止の理由
- 5 補助事業の内容(計画変更の場合)

(変更前)

(変更後)

・添付書類 市長が必要があると認める書類

第4号様式

船橋市私立保育所等整備補助金変更（中止・廃止）可否決定通知書

第 年 月 日 号

様

船橋市長 印

年 月 日付で申請のあった私立保育所等整備事業の

計画変更

中止 について、下記のとおり決定したので通知します。

廃止

記

1 補助対象事業名 _____

2 施設類型 _____

3 承認する。
承認内容

()

4 承認しない。
理由

()

第6号様式

船橋市私立保育所等整備補助金事業工事進捗報告書

施設名（施設 類型）	設置主体	創設、増築等 の別	交 付 金 額 A 円	1 2 月 末 日 の 出来高 出来高 B %	3 月 末 日 ま で の出来高見込 C %	繰越見込高 D (100-C) %	繰越見込額 E (A×D) 円	備 考

第7号様式

船橋市私立保育所等整備補助金事業遅延報告書

年 月 日

船橋市長 あて

法人所在地
施設所在地
法人名
代表者職氏名

年 月 日付け船橋市 指令第 号で交付決定のあった私立保育所等整備補助金について、年度内に事業の完了が困難になったため、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 施設類型
- 3 工事着工年月日
- 4 工事完了（予定）年月日
- 5 遅延の理由

船橋市私立保育所等整備補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

法人所在地
施設所在地
法人名
代表者職氏名

年 月 日付け船橋市 指令第 号で交付決定のあった私立保育所等整備補助金に係る事業実績について、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象事業名 _____
- 2 施設類型 _____
- 3 補助金交付決定額 金 円
- 4 補助金実績報告額 金 円
- 5 添付資料 別添のとおり
- 6 消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

① 交付申請時の補助金交付額の算定

A. 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

B. 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

② ①でBを選択した場合、実績報告額の算定

当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して算定

当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないため減額せず算定(※)

※ 確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要になります (返還額が0円の場合も含む)。

第8号様式添付資料 別添

- 1 精算書（別紙1）
- 2 対象施設事業実績報告書（別紙2）
- 3 整備に係る契約書の写し（交付申請時より変更があった場合）
- 4 整備に係る支払領収書の写し
- 5 整備に係る対象施設の平面図及び立体図等
（部屋の配置や工事個所、工事内容、建築面積等を明示した完成図面等）
- 6 建築工事完了引渡書の写し
- 7 工事完成検査証の写し
- 8 消防検査済証の写し
- 9 工事完成後の状況がわかる写真
- 10 歳入歳出決算書（見込書）
- 11 その他市長が必要があると認める書類

船橋市私立保育所等整備補助金確定通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

船橋市長 松戸 徹

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、補助金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 施設類型
- 3 交付確定額 金 円
- 4 交付決定額 金 円

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

法人所在地
施設所在地
法人名
代表者職氏名

印

年 月 日付船橋市 指令第 号により交付決定のあった船橋市私立保育所等整備補助金に係る消費税仕入税額控除について、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業名

2. 施設類型

3. 補助金交付確定額

金 _____ 円

4. 確定申告により確定した船橋市私立保育所等整備補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

金 _____ 円

※0円の場合はその理由（該当するものに☑）

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- 補助対象経費を税抜額で算定した場合でも、補助基準額を上回る
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

5. 添付資料

・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）

・別紙 添付書類チェック表及び該当書類のとおり

第10号様式 別紙
添付書類チェック表

※ 本用紙と合わせて該当する添付書類を提出してください。

申告方式	添付書類	確認欄
消費税の確定申告の義務がない	○免税事務所であることを証する書類 【任意様式】	<input type="checkbox"/>
簡易課税方式により申告している場合	○消費税確定申告書（簡易課税用）（写）	<input type="checkbox"/>
公益法人（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人）等で特定収入割合が5%を超えている場合	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算表）（写） ○特定収入割合を確認できる書類【任意様式】	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算書）（写）	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>

第 1 1 号様式

船橋市私立保育所等整備補助金返還命令書

第 年 月 日 号

様

船橋市長 印

船橋市私立保育所等整備補助金交付要綱第 2 1 条の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

返 還 す べ き 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日 まで
返 還 を 命 ず る 理 由	
返 還 方 法	
補 助 対 象 事 業 の 名 称	
補 助 年 度	年度
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
番 号	第 号
交 付 決 定 額	円
確 定 通 知 年 月 日	年 月 日
番 号	第 号
交 付 確 定 額	円
既 交 付 額	円

船橋市私立保育所等整備補助金取得財産等管理明細書

年 月 日

船橋市長 あて

法人所在地
施設所在地
法人名
代表者職氏名

年 月 日付け船橋市 指令第 号にて交付決定のあった船橋市私立保育所等整備補助金に係る取得財産等について、下記のとおり報告します。

記

補助対象事業名								
財産名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	備考

- 1 対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が本交付要綱第 8 条第 1 項第 4 号に定める財産制限額以上の財産とすること。
- 2 規格欄は、取得財産が特定できる内容（メーカー、品番、寸法等）を記載すること。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載し、単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載すること。
- 5 上記記載欄が不足する場合は、別紙を添付すること。

別紙1 (第1号様式関係)

船橋市私立保育所等整備補助金事業計画書

法人名: _____

1. 整備計画の概要

(単位:円)

施設名	整備区分	施設類型	総事業費	対象経費 の実支出 (予定)額	交付基準額	補助金 申請額
合計						

2. 整備の目的

※「整備区分」:創設・増築・増改築・改築・大規模修繕等の別を記入すること。